

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百四十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第九中「遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤」を

「遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤
乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第

に改める。

VII 因子製剤」